

社団法人日本訪問販売協会 賛助会員



健康関連取引適正事業団 加盟会社(加盟店)証

本証を掲示している販売会社(販売店)は、健康関連取引適正事業団(以下、事業団という)の趣旨に賛同し、事業団の自主行動基準に基づき、消費者トラブルの未然防止を行っている健全な販売会社(販売店)です。

事業団は、非営利活動である消費者諸問題対応事業を通じて、消費者トラブルの未然防止を柱に消費者に安心と信頼を提供出来るよう、業界の秩序維持及び、業界全体の改善を目的とした業界団体です。

健康関連取引適正事業団 取引適正マーク

事業団では、自主行動基準を定め、その基準に適した流通形態である販売会社に取り引適正マークの使用を認めており、このマークを使用している加盟会社(加盟店)は消費者の立場に立って、消費者トラブルの未然防止を行っております。

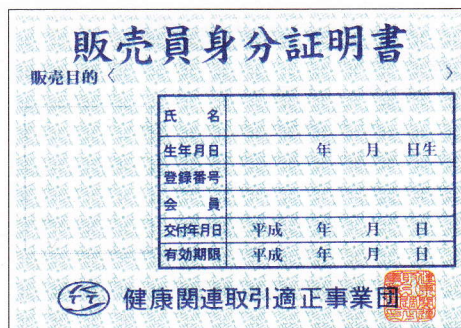


販売員身分証明書とは

販売員身分証明書は、特定商取引法第3条(氏名等の明示義務)の補足又は、代用として、消費者に接する場合は、販売員身分証明書(ネックストラップ仕様)を身に付けて、消費者に掲示(提示)することを加盟会社(加盟店)に義務付けております。

また、加盟会社(加盟店)社員の身分向上を目的として、非加盟会社との区別を明確にしております。

販売員身分証明書は、事業団が責任を以って管理・発行しております。



原寸=62mm×88mm

消費者(お客様)満足度の向上推進及び、消費者トラブルの未然防止

事業団の加盟会社(加盟店)は、関係法令並びに、自主行動基準を遵守し、下記の事項を厳守致します。

1. 勧誘時においては、社名、氏名並びに、販売目的(商品又は、役務の種類)を消費者にしっかりとお伝えします。
2. 消費者が望まない勧誘(お勧め)は行いません。
3. 消費者に無理な過量販売を行いません。
4. お支払が困難な消費者へ商品(又は、役務)の販売(契約)を行いません。
5. 高齢者契約についての消費者トラブルの未然防止を行います。
6. 消費者に交付又は、明示する全ての法定書面及び、広告物については、違法書面、違法広告を是正します。
7. 特定商取引法、都道府県市区町の消費生活条例、薬事法、景品表示法、医師法、食品衛生法、JAS法、健康増進法などの食品関連法並びに、関係法令を遵守致します。

消費者相談室……お問合せ又は、ご相談先

お問合せ、ご相談又は、苦情がありましたら、お気軽に下記の消費者相談室まで、ご相談下さい。事業団は、関係法令並びに、自主行動基準を基に、販売会社等の指導・教育を実施している第三者機関で、業界の秩序維持並びに、業界全体の改善を目的とした業界団体(事業者団体)です。



健康関連取引適正事業団 消費者相談室

0120-72-9671 (全国共通)

毎週 月曜日～土曜日(日祝祭日休) 午前9時～午後5時

<http://www.aiweb.or.jp/kttj>